

er-contract のご利用にあたって

◆er-contract とは？

産業廃棄物処理委託契約を PC 上で締結できるシステムです。

◆締結できる契約書の種類について

- ・「PDF アップロード」

会社独自のフォーマットをご利用の場合、当該契約書を PDF ファイルに変換し er-contract にアップロードし締結する方法

- ・「契約書新規作成」

er-contract に用意されているフォーマットに必要事項を入力し締結する方法

※建設廃棄物処理委託契約書様式、公益社団法人全国産業廃棄物連合会 標準様式（全産連委託契約書）がご利用いただけます。

⇒契約書フォーマットのサンプルは、マニュアルダウンロードページを参照ください。

◆契約書の保管期限について

委託契約満了日から最低 11 年保存されます。

※11 年を超過した場合の削除時期は未定です。

◆ログイン ID について

- ・ログインする際の ID、パスワードは電子マニフェスト e-reverse.com と同じものを利用します。

※電子委託契約 er-contract の利用ユーザとして登録されていない場合はログインできません。

※基本ロール「ドライバー」はログイン及び操作はできません。

◆スムーズに運用を開始いただくために

電子マニフェスト e-reverse.com から連携しているマスタ情報があるため、事前に電子マニフェスト e-reverse.com で必要な操作をお済ませください。

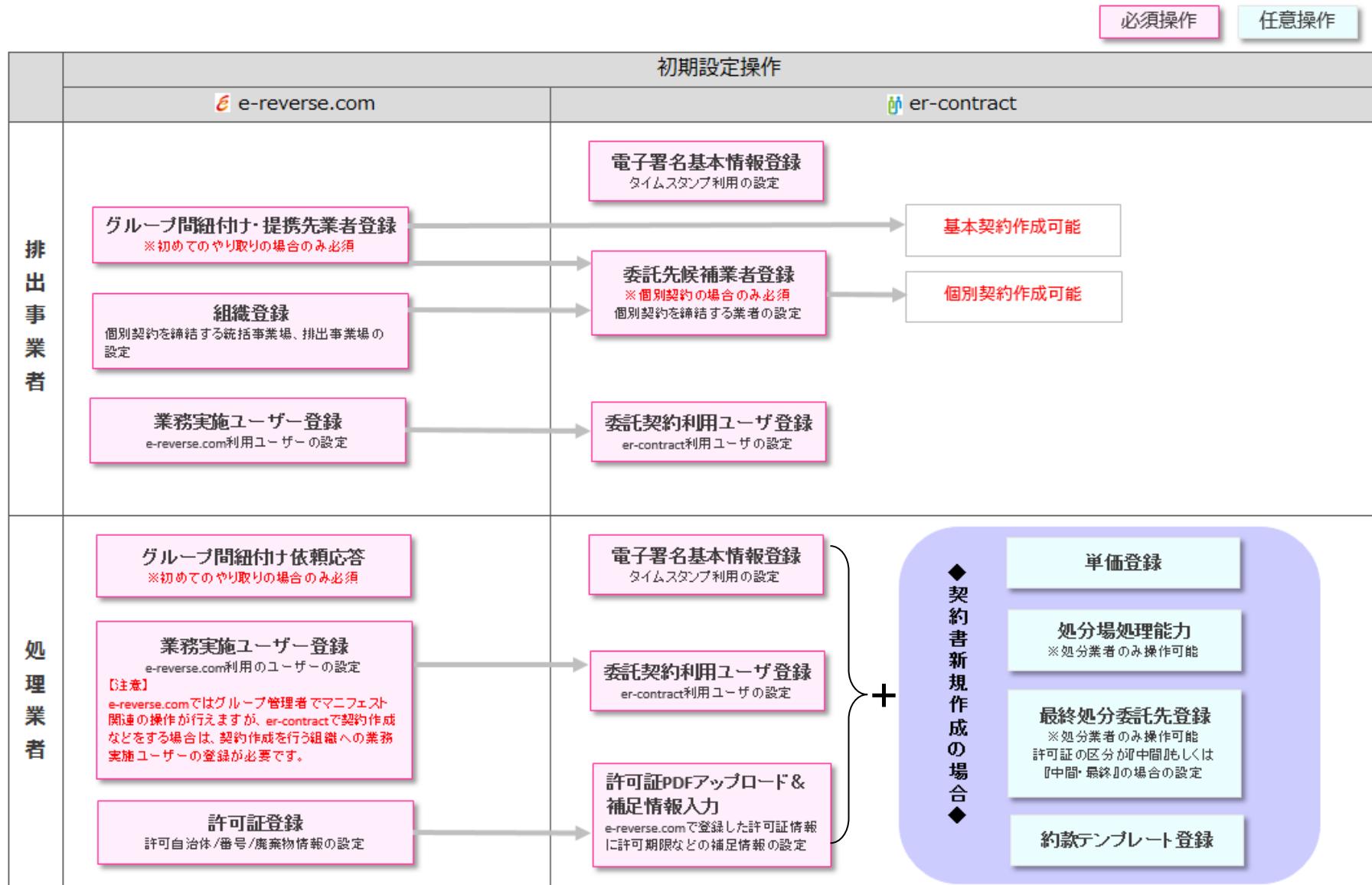
※電子マニフェスト e-reverse.com で必要な操作は次ページの初期設定フロー図を参照ください。

ユーザ、許可証、事業場の削除を除く更新は、毎時 05 分と 35 分に、電子マニフェスト e-reverse.com から電子委託契約 er-contract に連携されます。

取込み処理時間には 5 分ほどかかります。

◆初期設定フロー図

ご利用の契約書様式により必要な初期設定が異なります。



◆契約書作成について

er-contract では、契約書に必要な初期設定が済んでいれば、排出事業者、処理業者のどちらからでも契約書の作成することができます。

*契約書の承認依頼は処理業者（収集運搬業者、処理業者）からのみ行うことができ、承認は排出事業者のみ行うことができます。

<排出事業者から作成をする場合>

排出事業者が情報を入力 → 処理業者に処理業者の情報入力を依頼 → 処理業者入力後、排出事業者事業者へ承認依頼 → 排出事業者にて承認
→ 契約締結 の流れになります。

※承認依頼前に事前確認が必要な場合は確認依頼をすることもできます。

<処理業者から作成をする場合>

処理業者が情報を入力 → 排出事業者へ承認依頼（または確認依頼） → 排出事業者にて承認 → 契約締結 の流れになります。

※承認依頼前に事前確認が必要な場合は確認依頼をすることもできます。

次ページの契約締結までのながれを参照ください。

契約締結までのながれ

排出事業者、処理業者のどちらからでも契約書の作成が可能です。契約書の作成をどちらで行うかを決めておくとスムーズに運用いただけます。

必須操作

任意操作

